

児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、中には保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながる場合もあります。このような情勢を踏まえ、令和元年6月に児童虐待防止等改正法が成立し、親権者などは、児童の「しつけ」と称しても、体罰を加えてならないことが法定化され、令和2年4月より施行されています。皆さんも、気づかない間に体罰をしていないか今一度考えるきっかけにしてみてください。

また、周りに気になる人がいる場合は、各相談機関へご連絡ください。

こんなことしていませんか？

- ・他人の物を取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



詳細は上記QRコードをご覧ください。

児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、中には保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながる場合もあります。このような情勢を踏まえ、令和元年6月に児童虐待防止等改正法が成立し、親権者などは、児童の「しつけ」と称しても、体罰を加えてならないことが法定化され、令和2年4月より施行されています。皆さんも、気づかない間に体罰をしていないか今一度考えるきっかけにしてみてください。

また、周りに気になる人がいる場合は、各相談機関へご連絡ください。

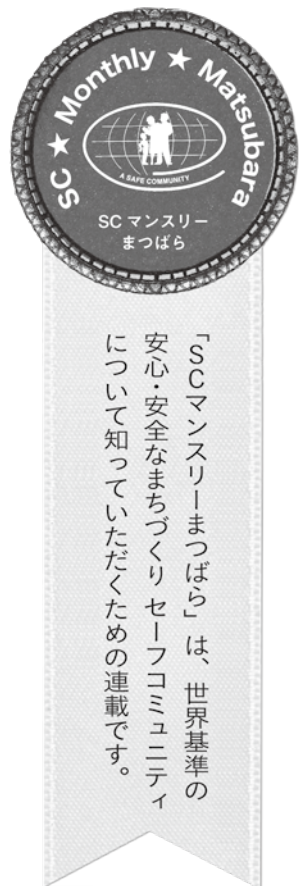
こんなことしていませんか？

- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように殴つたなど
- これらは全て「体罰」です。
- ※道に飛び出しそうな子どもの手を掴むといった、子どもを保護するための行為は該当しません。

「しつけ」という名の「たたく」・「ける」などの

体罰は法律で禁止されています

▼問合せ 子育て支援課



子育て情報発信コーナー

市では、少しでも多くの 子育てに有益な情報を発信するため「まつばら子育てネット」を更新しています。まつばら子育てネットとは支援センターなど基本的な子育て情報はもちろんのこと、その時々的情勢に応じた情報についても更新しています。最近では、新型コロナウイルスの影響により自宅で過ごす時間が増えるため「お家でできる遊び」などの情報を掲載していました。

子育てに役立つ情報を随時更新していますので、ぜひ、ご活用ください。

▶問合せ 子育て支援課



子育てに 役立ててなっ♪

